

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

飯豊町の総人口は昭和25年をピークに減少傾向で推移している。人口区分別にみると、年少人口、生産年齢人口は減少している一方で、高齢者人口は増加し総人口の約4割を占めており少子高齢化が進んでいる。

産業構造について、当町は全域に農村地域が散在しており、農業を基幹産業としているが、近年、第一次産業だけではなく第二次産業の就業者の割合も減少傾向であり、一方で第三次産業の就業者の割合が増加傾向にある。また、本町の大多数を占めている中小企業は、本町の地域経済と雇用の主要な担い手として大きな役割を占めている。特に、農村工業導入計画により工業団地の造成と誘致に努め、東山工業団地15ヘクタールを整備し、現在14社が操業、約650人が就労している。

しかし近年、町内の製造業、建築業等の中小企業者の事業所数および従業員者数は総じて減少傾向にある。現在、全国的に求人倍率は高い水準であるが、町内における中小企業者における人手不足は深刻な課題となっている。要因としては町内の生産年齢人口の町外流出における人口減少や少子高齢化がある。この現状を放置した場合、人手不足による中小企業者の廃業、撤退等が進み、生産年齢人口の流出を促進し、さらなる人手不足が生じる悪循環を形成することが予想される。このような現状を解消していくためには、本町において中小企業者の生産性を向上させる取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

当町では中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内中小企業者の労働生産性向上により受注や販路拡大による製造品出荷額の増加が見込まれ、賃金上昇、就労増加、ひいては生産年齢人口の流出阻止や流入増加による町内への定住化を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

飯豊町の産業は、農林業、畜産業、製造業、建築業、サービス業等、多岐にわたり、多様な業種が飯豊町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、導入促進基本計画において定める先端設備等の種類については、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

飯豊町の産業は、平地、中山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

飯豊町の産業は、農林業、畜産業、製造業、建築業、サービス業等、多岐にわたっており、多様な業種が飯豊町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画においては、全ての業種を対象とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取り組みや、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・国税及び地方税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。